

# 物品貿易アーリーハーベスト産品に適用される臨時原産地規則の行政手順

## 第1条 定義

本行政手順について：

発給機関とは、一方の関連規定により授権された原産地証明書の発行機関を指す。

原産地証明書は、「物品貿易アーリーハーベスト産品に適用する臨時原産地規則」（以下「臨時原産地規則」）の規定に基づいて発行され、当該証明書の中に列挙されている貨物の原産が一方であることを証明する定型化された書面文書を指す。

## 第2条 原産地証明書

1. 一方を原産とする貨物が輸入側に輸入される際、特惠関税待遇を得られるようにするため、輸出側の発給機関が原産地証明書を発行しなければならない。書式及び記入に関する注意事項は付表の通り。

2. 臨時原産地規則の規定に基づき、輸出貨物が輸出側の原産と認定される時、原産地証明書は貨物の輸出通関前に発行されなければならない。

3. 原産地証明書は、証明書記入注意事項に基づいて正確に記入し、単一証明書番号を付け、更に双方が交渉して定めた書式により正確に署名及び捺印しなければならない。1部の原産地証明書に含まれる貨物は同一ロットで輸送されるものでなければならず、かつその項目は20を超えることができない。原産地証明書は正本を1部発行することができ、輸入業者は当該正本によって特惠関税待遇の適用を申請しなければならない。原産地証明書は発行の日から起算して12カ月間有効である。

4. 下記に列挙する状況のいずれかに適合する場合、輸出業者又はメーカーは、貨物の輸出通関の日から起算して90日以内に原産地証明書の事後発行を申請することができる。

(1) 不可抗力又は輸出側が規定により受け入れることのできる正当な理由がある。

(2) 発給機関が原産地証明書を発行したが、証明書に記入又は発行する際に技術的な誤りが発生したため、輸出業者が原産地証明の取消し及び事後発行を申請した。

(3) 証明書を遺失又は破損した。

5. 事後発行された原産地証明書は、貨物の輸出通関の日から起算して12カ月間有効であり、更に「補発」の文字を注記する。

### 第3条 原産地文書の保存

1. 双方は規定に基づき、メーカー又は輸出業者に対して原産地証明書の発行の日から起算して、原産地関連の証明文書を少なくとも3年間保存するよう要求しなければならない。上述の関連文書は下記を含まなければならないが、それに限らない。

(1) 輸出業者又はメーカーが取得した貨物に関する直接の証拠、例えば帳簿及び輸出貨物の調達、コスト、価格と支払い等に関する証明書。

(2) 生産した貨物が使用している材料が原産であるか証明するために役立つ文書、例えば全ての直接及び間接原料の調達、コスト、価格と支払い等に関する領収書又は証明書。

(3) 原材料の生産と加工を証明する文書。

2. 双方の発給機関は原産地証明書の発行の日から起算して、各自が規定に基づいて原産地証明書の副本及び原産地関連の証明文書を保存しなければならない。

### 第4条 輸入に関する義務

1. 本行政手順に別に規定する以外、特恵関税待遇の適用を申請する輸入業者は、通関の際に下記を行わなければならない。

(1) 輸入側の税関の規定に基づいて、書面又は電子方式で税関に対し自主的に申告を行い、その輸入貨物が原産貨物であることを宣誓する。

(2) 輸出側の発給機関が発行した有効な原産地証明書を提出する。

(3) 本行政手順の規定に適合し、輸入貨物の原産地に関するその他の証明文書を提出する。

2. 1部の原産地証明書は、1部の輸入申告書に申告している貨物に対応しなければならない。

3. 多項目の貨物を1部の原産地証明書によって輸入通関させる時、税関が一部の貨物の原産資格に疑問を持った場合、調査手続きを開始しなければならない。

## 第5条 保証金の徴収と返還

1. 輸入側の規定で担保が認められない場合を除いて、貨物の輸入通関時、輸入業者が本行政手順の規定に基づいて有効な原産地証明書又は輸入貨物に関するその他の文書を提出できないが、輸入側の税関の規定に基づいて書面又は電子方式で税関に自主的に申告し、当該貨物が原産資格を持っていると宣誓している場合、当該側の税関は相応の保証金を徴収した後、貨物を通関させることができる。

2. 担保を提出して通関した貨物に対して、輸入業者は税関が規定する期限内に、有効な原産地証明書及びその他の原産地関連の証明文書を提出し、それをもって納税及び保証金返還の関連手続きを行わなければならない。

3. 貨物の輸入時に輸入業者が本条第1項の規定に基づいて税関に自主的に申告せず、かつ当該貨物が原産資格を持っていることを証明しない場合、事後にいかなる原産地証明書を提出しても、輸入側の税関は受理しない。

## 第6条 原産地調査

1. 双方は原産地発給の連絡窓口を確立しなければならない。

2. 輸入側の税関は下記に列挙する方式で貨物の原産地に対して調査を行うことができる。

- (1) 当該側の輸入業者に期限内に資料を補充するよう要求する。
- (2) 上述の連絡窓口を通じて、輸出側の輸出業者、メーカー又は発給機関に、貨物の原産地に対する関連調査への協力を書面で要求する。
- (3) 双方が共同で交渉して定めたその他の方式。

3. 輸入側の税関が輸出側に対して原産地調査請求を提出する時、貨物を担保又は納税の方式で通関させたことを説明しなければならない他、別に調査の事項、理由及び重点を具体的に説明し、並びに既存の関連文書、資料、又はそのコピーを輸出側に提供しなければならない。

4. 輸出側は調査請求を受け取った後、迅速に回答を行わなければならない、請求を受け取った日から起算して遅くとも120日を超えてはならない。

## 第7条 特恵関税待遇の適用の拒絶

下記に列挙する状況のうちいずれかが発生する場合、輸入側の税関は特恵関税待遇の適用を拒絶することができる。

- (1) 輸入貨物が臨時原産地規則に規定されている原産資格を持たないと認定される。
- (2) 輸入貨物が臨時原産地規則の直接運輸の規定に適合しない。
- (3) 輸入業者又は調査への協力を請求された輸出側が期限内に資料又は書面での調査結果を提出できない。
- (4) 原産地証明書が記入注意事項に基づいて正確に記入、捺印又は発行されていない。
- (5) 原産地証明書に記載されている内容と提出された証明文書が一致しない。
- (6) 原産地証明書に列挙されている貨物の名称、税則番号8桁レベルの数字、数量、重量、梱包 SHIPPING マーク、番号、包装件数又は種類等の内容が、申告された貨物と一致しない。
- (7) 一方が規定するその他の状況。

## 第8条 守秘条項

1. 双方はいずれも規定に基づき、本行政手順を通じて取得した機密性資料に対して秘密を保持し、漏洩を防止しなければならない。
2. 双方が本行政手順によって取得した機密性資料は、当該側の規定で認められる状況の下においてのみ、原産地規則の執行と管理機関及び税務機関に対して開示することができる。

## 第9条 連携と意思疎通のシステム

双方は連絡と意思疎通のシステムを確立し、本行政手順の順調な実施を確保すべきである。

# 付表：原産地証明書書式

## 海峽兩岸經濟協力枠組協議（ECFA）原産地証明書

正本

書き換え、損傷又は記入の不鮮明がある場合、本原産地証明書は失効する

1. 輸出業者(名称、住所)：			番号：			
電話：                      ファックス：			発行年月日：			
電子メール：			有効期限：			
2. メーカー(名称、住所)：			5. 特恵提供状況			
電話：                      ファックス：			<input type="checkbox"/> 海峽兩岸經濟協力枠組協議（ECFA）に基づいて特恵関税待遇を適用；			
電子メール：			<input type="checkbox"/> 特恵関税待遇の適用を拒絶（原因を注記すること）			
3. 輸入業者(名称、住所)：			_____			
電話：                      ファックス：			輸入側税関から署名を授権されている者が署名する			
電子メール：						
4. 運輸手段及び路線：			6. 備考：			
離岸年月日：						
船舶/飛行機便名等：						
積出港：						
着岸港：						
7. 項目番号	8. HS番号	9. 商品名称、包装件数及び種類	10. 重量又はその他の計量単位	11. 包装シッピングマーク又は番号	12. 原産地標準	13. インボイス価格、番号及び日付
14. 輸出業者の宣誓			15. 認証			
--本人は記入した原産地証明書の内容の真実性と正確性に責任を負う。			「海峽兩岸經濟協力枠組協議（ECFA）」臨時原産地規則の規定に基づき、輸出業者が作成した申告が正確であることを認証する。			
--本原産地証明書に記載されている貨物は、本協議の一方又は双方の原産であり、かつ貨物は海峽兩岸經濟協力枠組協議（ECFA）に適合する原産貨物である。			_____			
_____			場所と日付、署名と発給機関の印章			
輸出業者又は授権を受けた者の署名			電話：                      ファックス：			
_____			住所：			
_____						
場所と日付						

## 記入上の注意

第1欄：「海峽兩岸經濟協力枠組協議」（ECFA）の下で双方において登記した海峽兩岸双方の輸出業者の詳細な名称、住所、電話、ファックス、電子メール等の連絡方法を記入する。ファックス又は電子メールがない場合、「無」と記入する。

第2欄：「海峽兩岸經濟協力枠組協議」（ECFA）の下で双方において登記した海峽兩岸双方のメーカーの詳細な名称、住所、電話、ファックス、電子メール等の連絡方法を記入する。ファックス又は電子メールがない場合、「無」と記入する。証明書が1社以上のメーカーを含む場合、すべてのメーカーの名称、住所を詳細に列挙する。証明書の記載欄のスペースが足りない場合、メーカーのリストを添付することができる。メーカーと輸出業者が同じであれば、「同上」と記入する。本欄の資料が機密性資料に属す場合、「簽證機構或相關機關要求時提供」（発給機関又は関連機関が要求する時に提供する）と記入する。

第3欄：「海峽兩岸經濟協力枠組協議」（ECFA）の下で双方において登記した海峽兩岸双方の輸入業者の詳細な名称、住所、電話、ファックス、電子メール等の連絡方法を記入する。ファックス又は電子メールがない場合、「無」と記入する。

第4欄：運輸方式及び路線を記入し、離岸年月日、運輸手段（船舶、航空機等）の便名、積出港と着岸港を詳細に説明する。離岸年月日が最終的に確定していない場合、予定の離岸年月日を記入し、「預計」の文字を注記することができる。

第5欄：特惠関税待遇を適用するかどうか、輸入側の税関は本欄に「v」を記入して示す。特惠関税待遇を適用しない場合、本欄に理由を注記する。本欄は輸入側の税関から授権を受けている者が署名する。

第6欄：必要があれば、受注番号、信用状番号等を記入しなければならない。

第7欄：項目番号を記入する。ただし、20項目を超えることはできない。

第8欄：第9欄のそれぞれの項目の貨物に対応してHSコードを記入する。輸入側の8桁レベルの番号を基準とする。

第9欄：商品の名称、包装件数及び種類を詳細に記入し、税関担当者の検査に便宜を図る。商品名称は中国語名称の他に英語を補助として記入することができるが、英文だけで記入することはできない。商品名称は輸出業者のインボイス及びHSコードの商品描写と合致しなければならない。ばら積み貨物（バルク）貨物であれば、「散裝」と注記する。本欄の貨物資料の記入が完了した時、\*\*\*”又は“\”を記入する。

第10欄：それぞれの種類の貨物の数量は海峽兩岸双方の慣例で採用する計量単位によって記入する。ただし、同時に国際計量単位の数量を記入しなければならない。例えば重量（1000グラムに換算）、容積（リットルに換算）、体積（立方メートルに換算）等。それによって正確に貨物の数量を反映させる。

第11欄：包装 SHIPPING MARK 又は包装番号を記入し、税関担当者の検査に便宜を図る。

第12欄：貨物が臨時原産地規則に適合する場合、輸出業者は下記の表に規定された書式に基づき、本証明書第12欄にその貨物の申告に適用される特惠関税待遇の根拠とする原産地標準を明記する。

本表の第9欄に名前が列挙された貨物の生産又は製造の詳細	第12欄に記入する
(a) 輸出側で完全取得した貨物	“WO”
(b) 一方又は双方で完全取得し、本付属文の臨時原産地規則に適合する原産材料のみで生産	“WP”
(c) 産品特定原産地標準に適合した貨物	“PSR”

この他、貨物に適用される原産地標準が「累積」条項、「僅少」条項又は「代替性のある材料」条項に基づくものであれば、本欄にそれぞれ“ACU”、“DMI”又は“FG”と記入する。

第13欄：「海峽兩岸經濟協力枠組協議」（ECFA）の下で海峽兩岸双方の輸出業者が発行したインボイスに記載されている貨物の実際の売買価格、インボイス番号、及び発行年月日を記入する。

第14欄：輸出業者又はすでに授權されている者が記入し署名するとともに、署名の場所及び日付を記入する。

第15欄：発給機関の担当者が発給発行の場所、日付を記入するとともに、署名、捺印を行う。同時に発給機関の電話番号、ファックス及び住所を提供する。

証明書は中国語で記入し、必要な場合には英語で補助するが、英語のみで記入することはできない。すべての欄に記入しなければならない。証明書に続きのページがある場合、本注意事項に基づいて記入し、続きのページにも同一の証明書番号を記入する。同時に証明書の下方に「第X頁，共X頁」（第Xページ，計Xページ）と記入する。証明書が1ページでも、「第1頁，共1頁」（第1ページ，計1ページ）と記入する。

原産地証明書書式（続）

正本（続）

証明書番号：

書き換え、損傷又は記入の不鮮明がある場合、本原産地証明書は失効する

7. 項目番号	8. HS番号	9. 商品名称、包装件数及び種類	10. 重量又はその他の計量単位	11. 包装シッピングマーク又は番号	12. 原産地標準	13. インボイス価格、番号及び日付
<p>14. 輸出業者の宣誓</p> <p>—本人は記入した原産地証明書の内容の真実性と正確性に責任を負う。</p> <p>—本原産地証明書に記載されている貨物は、本協議の一方又は双方の原産であり、かつ貨物は海峽両岸経済協力枠組協議（ECFA）に適合する原産貨物である。</p> <p>_____</p> <p>輸出業者又は授權を受けた者の署名</p> <p>_____</p> <p>場所と日付</p>			<p>15. 認証</p> <p>「海峽両岸経済協力枠組協議（ECFA）」臨時原産地規則の規定に基づき、ここに輸出業者が作成した申告が正確であることを認証する。</p> <p>_____</p> <p>場所と日付、署名と発給機関の印章</p> <p>電話： _____ ファックス： _____</p> <p>住所： _____</p>			